

内閣改造が医業経営に与える影響とは…他

1、ニューストピックス-内閣改造・党人事が医業経営に及ぼす影響とは

先週、安倍総理により内閣改造及び自民党人事が行われました。女性議員の登用や次期総裁選を見越してのやり取りに注目が集まりましたが、医業経営の観点からは次の2人に注目してみたいと思います。

まず1人目は厚生労働大臣に就任した塩崎恭久氏です。塩崎氏はかつて薬価改定を毎年行って医療費を削減することを主張していました。現在2年に1回行われている薬価改定を市場価格に合わせて毎年改定すれば年間1,000億円分の国民負担が削減されるとの試算もあり、動向が注目されます。

2人目は、内閣改造に伴う党役員人事で安倍総理が留任させる意向を固めた野田毅税制調査会長です。野田氏は、消費税率の10%への引き上げや、法人減税に伴う代替財源の確保を持論としています。また、消費税率を低く抑える軽減税率の導入は慎重な検討が必要との立場をとっています。来年度以降の税制改正への影響が注目されます。(参考：日本経済新聞)

2、今週の税務トピックス-医療法人成りに関する税務上の留意点

Q：個人診療所が医療法人成りに際して気を付けるべき点を教えてください。

A：まず、個人診療所と医療法人の設立1期目で概算経費(措置法26条・同法67条)を利用した方が有利な場合、①これを使えるように法人成りの時期や法人の決算期を設定することや②自由診療のみに係る必要経費(損金)の集計③専従者給与額の変更と配偶者控除・社会保険料の支払者に留意する必要があります。

また、個人診療所の廃業年は①一括償却資産の未償却残額を全額必要経費に算入すること②貸倒引当金の繰り入れができないこと③個人事業税の見込計上④法人に引き継ぐ資産の未償却残高を事業所得の必要経費とするか譲渡所得の取得費とするかの有利判定や当該引継ぎに係る消費税の課税売上⑤前年の短期前払費用やちょうは経費の計上・開業費償却等に留意する必要があります。

医療法人では、①年金の3階部分である確定拠出年金への加入②(特に)1期目での所得拡大促進税制の活用③役員給与支給額と生命保険等の活用の有利判定④生命保険等の契約者を個人から法人へ変更することによる有利判定等に留意する必要があると思われます。

3、今週の人事・労務・社会保険トピックス-社会保険料・最低賃金の変更

(1) 社会保険料が変更されます

まず、平成26年9月分(10月末納付期限分)から平成27年8月分(同年9月末納付期限分)までの厚生年金保険料率が(一般の被保険者の場合)17.120%から17.474%に変更になります(労使折半のためそれぞれ8.737%負担)。「<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=27438>」

これは2004年の政府の年金制度改革により、2017年(平成29年)に18.3%となるまで毎年0.354%ずつ引き上げられることによるものです。

また、7月10日までに提出された「算定基礎届」に基づき、標準報酬月額が新たに決定され、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用されます。

給与から社会保険料を当月徴収の方法で徴収している場合(例：9月給与から9月分(10月末納付分)の健康保険料と厚生年金保険料を控除している場合)、9月分給与から社会保険料が変更になりますので、給与計算時に注意が必要です。

(2) 最低賃金が改定されます

厚生労働省のホームページにて各都道府県の平成26年度地域別最低賃金額及び発効年月日が公表されています。「http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/minimumichiran/」

例えば、大阪府の場合今年の10月5日より819円から838円に、兵庫県の場合10月1日より761円から776円に、それぞれ変更になります。

※最低賃金額改定の官報公示を行った都道府県から順次掲載されています。空欄の都道府県は、官報に公示次第掲載されることとなっています。

(担当：藤澤 文太・E-mail「fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp」)